

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

(1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育・未移行幼稚園等の施設を利用した場合に給付の対象となります。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

子ども・子育て支援給付

- 子どものための教育・保育給付
 - 幼稚園・保育所・認定こども園
 - 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- 子どものための現金給付
 - 児童手当
- 子育てのための施設等利用給付
 - 未移行幼稚園・認可外保育施設等

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、この13事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業
- 時間外保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 一時預かり事業

- 妊婦健康診査事業
- 放課後児童健全育成事業
- 養育支援訪問事業等
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《教育・保育施設》

《認定こども園 4 類型》

幼稚園（3～5歳）

〈小学校以降の教育の基礎をつくるための就学前教育を行う施設〉

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）のほか、園によっては教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

保育所（園）（0～5歳）

〈保育を必要とする子どもに対し、保育（養護と教育）を行う施設〉

利用時間

原則 8 時間(就労などの状況により最長 11 時間) の保育※のほか、園によっては時間外（延長）保育を実施

※保育とは、養護と教育を一体的に行うことをいう。

利用できる保護者：共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

認定こども園（0～5歳）

〈幼稚園と保育所の機能や特長を併せもつ、教育と保育を一体的に行う施設〉

0～2歳

利用時間原則 8 時間（就労などの状況により最長 11 時間）の保育のほか、園によっては時間外（延長）保育を実施

利用できる保護者：共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

3～5歳

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）を含め、保育が必要な幼児に対しては原則 8 時間（就労などの状況により最長 11 時間）の保育や、園によっては時間外（延長）保育を実施

利用できる保護者：制限なし

★保護者の就労状況に関わりなく、皆一緒に教育・保育を受けます。

★保護者の就労形態が変わっても、同じ施設を利用できます。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制などについては、教育・保育提供区域ごとに定める。」とされ、さらに基本指針において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

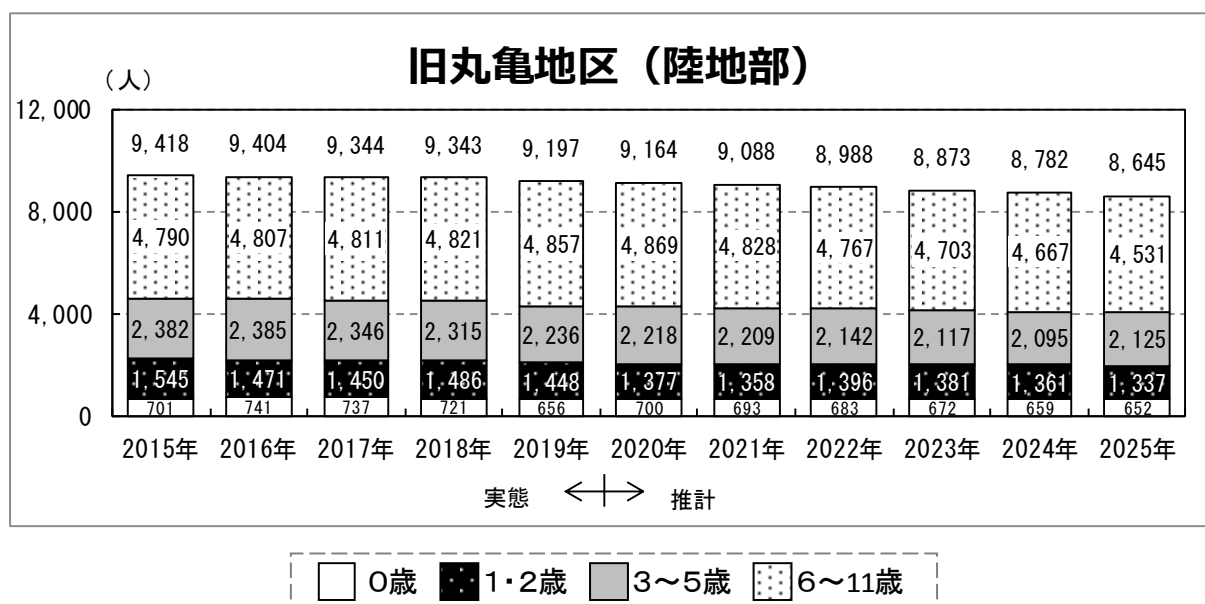
本市では、これまで中学校区を一つの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきており、第1期計画においては、幼稚園・保育所(園)から小・中学校への連携を重視し、東中学校区・西中学校区・南中学校区・綾歌中学校区・飯山中学校区・島しょ地域の6区域と設定していました。

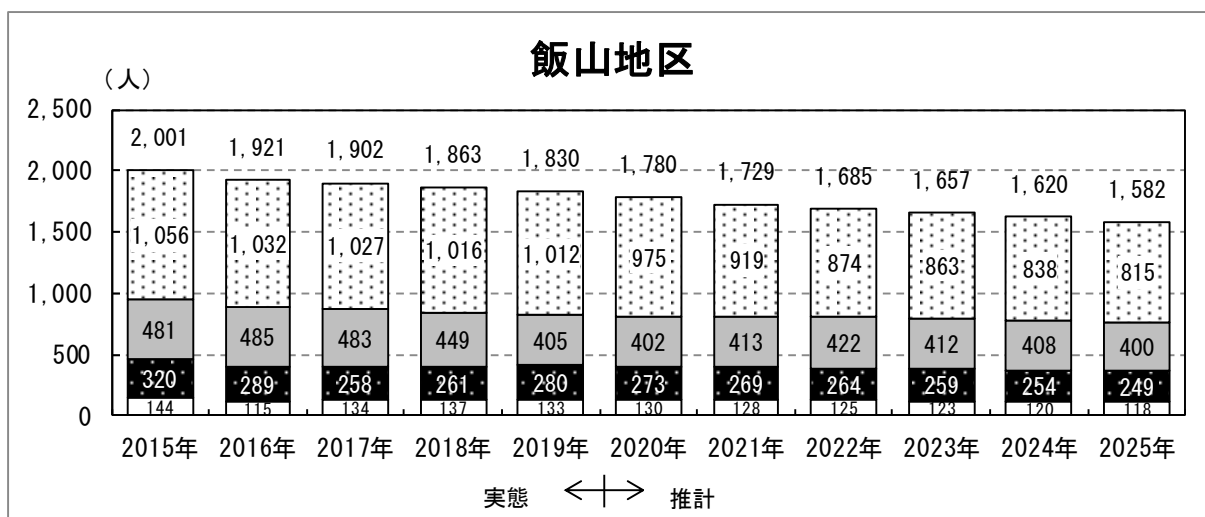
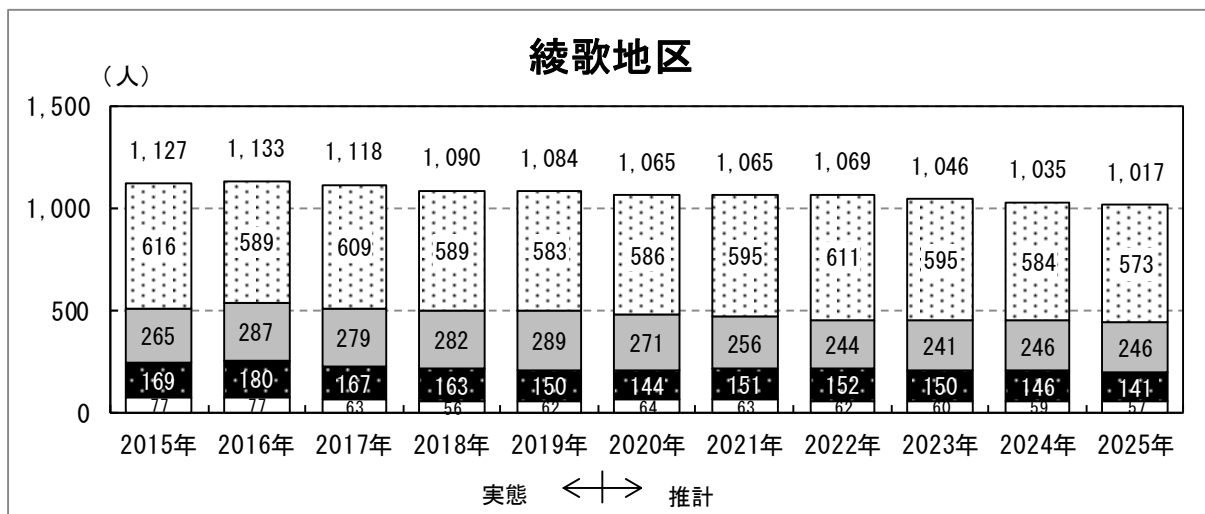
この計画(第2期計画)においては、待機児童をはじめ様々な課題を検討する上で、ある程度大きくくりで需給バランスを検討する観点から、旧丸亀市区の3つの中学校区を1つに統合し、4つの教育・保育提供区域を設定します。また、島しょ地域は、教育・保育施設の利用人数が極端に少ないことが見込まれるので、前回に引き続き量の見込みと確保方策には含まないこととします。なお、地域子ども・子育て支援事業は、基本的に丸亀市全域で1つの区域とします。

(2) 教育・保育提供区域ごとの人口推計

コーホート変化率法により推計した区域別の人口推計は、以下のとおりとなっています。

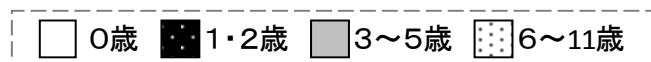
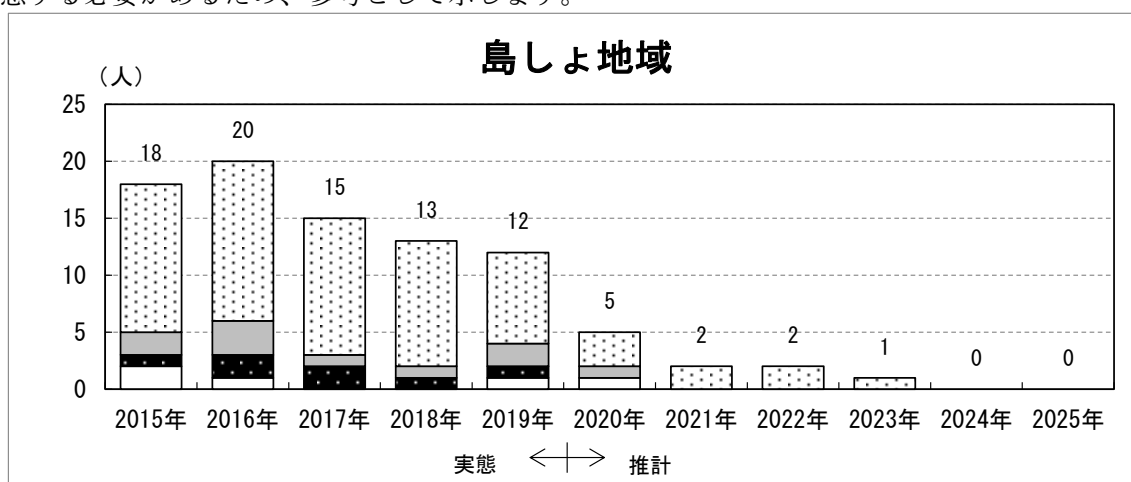
中学校区別(区域別)子どもの人口の推移





<参考>

離島については、男女別各歳別人口が極めて少なく、推計人口については誤差が大きいことに注意する必要があるため、参考として示します。



(3) 教育・保育提供区域の状況

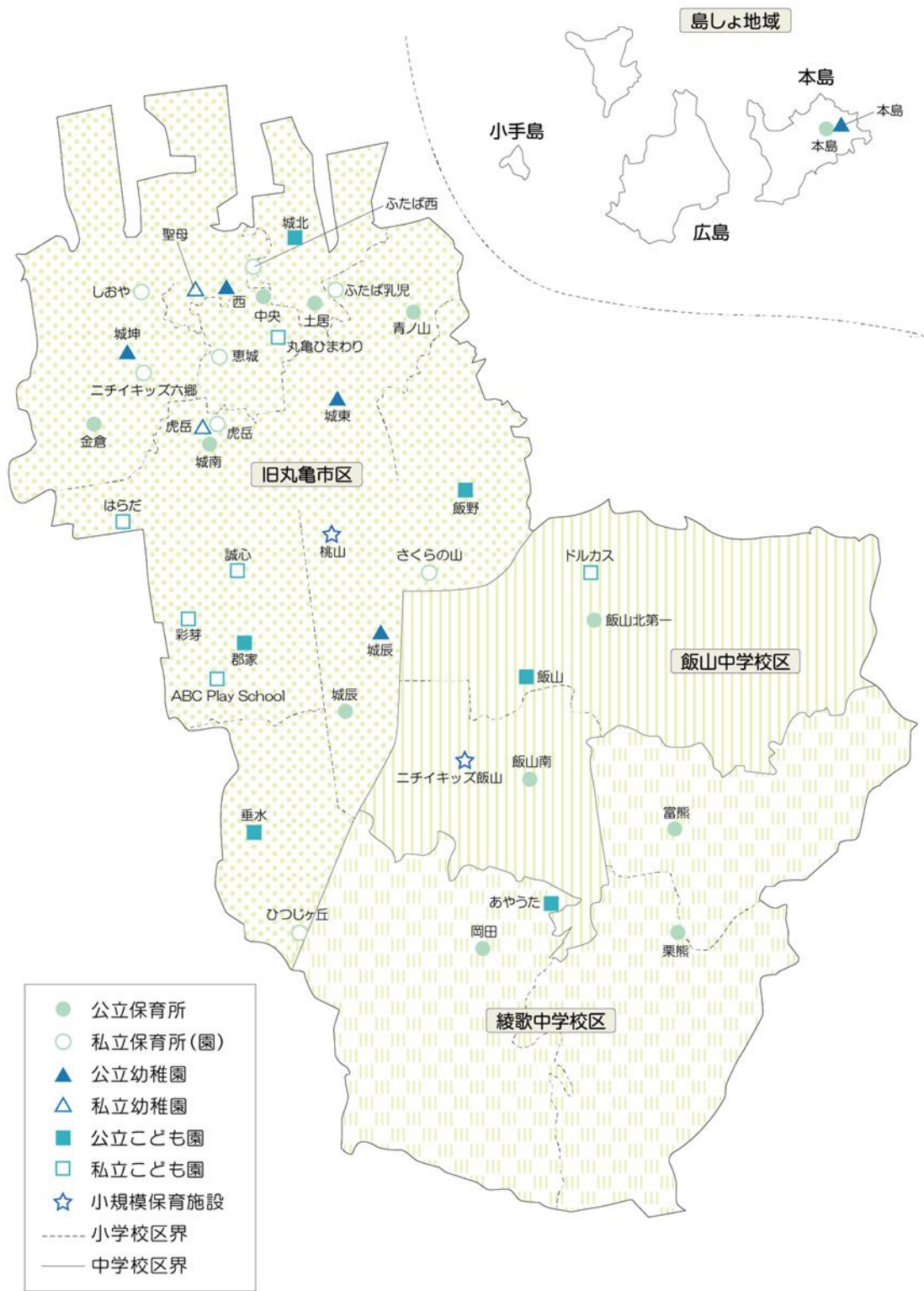
- 国の基本指針では、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化などによらず柔軟に子どもを受入れ可能な施設であることを踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとされています。
- 本市の幼稚園・保育所（園）・こども園の配置をみると、旧丸亀市区の中心市街地周辺に集中して立地しています。長期的な視点で人口推移や施設の老朽化なども総合的に勘案して、各施設の将来における適正なあり方や整備時期などを検討していく必要があります。また、綾歌中学校区、飯山中学校区においては、認定こども園が増えてきていますが、特別保育（乳児保育など）を希望する家庭にとって、施設の選択が難しい状況があります。

■教育・保育提供区域別施設の充足状況

区域	幼稚園(令和元年5月1日)				保育所(平成31年4月1日)				認定こども園(平成31年4月1日)			
	施設数(か所)	定員総数(人)	3～5歳人口(人)	3～5歳人口に対する割合(%)	施設数(か所)	定員総数(人)	0～5歳人口(人)	0～5歳人口に対する割合(%)	施設数(か所)	定員総数(人)	0～5歳人口(人)	0～5歳人口に対する割合(%)
旧丸亀市区	6	1,190	2,236	53.2	13	1,750	4,340	40.3	8	1,460	4,340	33.6
綾歌中学校区	0	0	289	0	3	270	501	53.9	1	160	501	31.9
飯山中学校区	0	0	405	0	2	300	818	36.7	2	410	818	50.1
島しょ地域	1	65	2	-	1	30	4	-	0	0	4	-

注記：人口は平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口

■教育・保育提供区域と教育・保育施設の立地状況



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

認定区分対象者

- 1号認定満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性がない子ども）
- 2号認定満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ 1 に該当し、教育・保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号認定満3歳未満で、「保育の必要な事由」※ 1 に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）

«※1 保育の必要な事由»

就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。
- アンケート調査結果をみても、保護者が共働きでも幼稚園の希望があり、従って2号認定（満3歳以上で保育を必要とする子ども）については、幼稚園の利用希望が強いものを分けて量を見込みます。
- 3号認定については、0歳児と1・2歳児で職員配置基準や子ども一人当たりの面積要件などが異なるため、分けて量を見込みます。

(3) 量の見込みと確保方策（島しょ地域を除く）

【量の見込みと確保の内容の算出】

- 量の見込みと確保の内容については、国から示された「算出の手引き」等に基づいて算出しています。量の見込みは地域の実情も踏まえて、確保の内容は配置基準を満たす保育士の確保を前提に、施設の利用定員ベースで算出しています。

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
① 必要 利用 定員 量 の 見 込 み	1号認定	1,070 (1,070)	1,045 (1,045)	986	982	958	945	937
	2号認定（幼稚園）							
	計							
② 確 保 の 内 容	幼稚園 （特定教育・保育施設）	625	625	625	625	625	625	625
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	730	730	750	750	750	750	750
	確認を受けない幼稚園	370	370	370	370	370	370	370
	計	1,725	1,725	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745
②－①		655	680	759	763	787	800	808

※令和1年の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み（必要利用定員） 2号認定（保育所）		1,756 (1,738)	1,797 (1,789)	1,803	1,794	1,750	1,727	1,714
② 確 保 の 内 容	保育所（園） （特定教育・保育施設）	1,342	1,342	1,449	1,449	1,449	1,449	1,449
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	799	799	847	855	862	862	874
	計	2,141	2,141	2,296	2,304	2,311	2,311	2,323
②－①		385	344	493	510	561	584	609

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		150 (134)	366 (272)	335	330	325	320	313
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	235	235	253	253	253	253	253
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	107	107	131	131	131	131	131
	地域型保育事業	12	12	12	12	12	12	12
	計	354	354	396	396	396	396	396
②－①		204	▲12	61	66	71	76	83

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		1,188 (1,048)	1,221 (1,096)	1,218	1,207	1,230	1,215	1,196
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	764	764	802	802	802	802	802
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	394	394	427	429	432	432	430
	地域型保育事業	26	26	26	26	26	26	26
	計	1,184	1,184	1,255	1,257	1,260	1,260	1,258
②－①		▲4	▲37	37	50	30	45	62

【教育・保育提供区域別】 旧丸亀地区

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	865 (865)	855 (855)	797	794	774	764	757
	計							
②確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	625	625	625	625	625	625	625
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	423	423	443	443	443	443	443
	確認を受けない幼稚園	370	370	370	370	370	370	370
	計	1,418	1,418	1,438	1,438	1,438	1,438	1,438
②－①		553	563	641	644	664	674	681

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員) 2号認定 (保育所)		1,314 (1,299)	1,333 (1,328)	1,348	1,341	1,308	1,291	1,281
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	998	998	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	611	611	659	667	674	674	686
	計	1,609	1,609	1,764	1,772	1,779	1,779	1,791
②－①		295	276	416	431	471	488	510

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		119 (106)	290 (216)	265	261	257	253	247
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	187	187	205	205	205	205	205
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	82	82	106	106	106	106	106
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	275	275	317	317	317	317	317
②－①		156	▲15	52	56	60	64	70

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		937 (819)	956 (851)	971	966	984	974	960
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	586	586	624	624	624	624	624
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	344	344	377	379	382	382	380
	地域型保育事業	13	13	13	13	13	13	13
	計	943	943	1,014	1,016	1,019	1,019	1,017
②－①		6	▲13	43	50	35	45	57

【教育・保育提供区域別】 飯山地区

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	133 (133)	124 (124)	123	122	119	117	116
	計							
②確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	202	202	202	202	202	202	202
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	202	202	202	202	202	202	202
②－①		69	78	79	80	83	85	86

※R1の量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員) 2号認定（保育所）		251 (250)	263 (262)	259	258	252	248	247
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	187	187	187	187	187	187	187
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	133	133	133	133	133	133	133
	計	320	320	320	320	320	320	320
②－①		69	57	61	62	68	72	73

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		22 (20)	54 (40)	50	49	49	48	47
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	21	21	21	21	21	21	21
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	25	25	25	25	25	25	25
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	52	52	52	52	52	52	52
②－①		30	▲2	2	3	3	4	5

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		166 (152)	173 (160)	160	155	158	154	150
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	92	92	92	92	92	92	92
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	50	50	50	50	50	50	50
	地域型保育事業	13	13	13	13	13	13	13
	計	155	155	155	155	155	155	155
②－①		▲11	▲18	▲5	0	▲3	1	5

【教育・保育提供区域別】 綾歌地区

① 3歳以上の子ども

＜教育を希望する子ども＞ 1号認定＋2号認定（幼稚園）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定							
	2号認定（幼稚園）	72 (72)	66 (66)	66	66	65	64	64
	計							
②確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	105	105	105	105	105	105	105
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	105	105	105	105	105	105	105
②－①		33	39	39	39	40	41	41

※R1の量の見込みは申込人数の実績、（）内は利用人数等の実績（以降も同様）

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定（保育所）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込み (必要 利用定員) 2号認定 (保育所)		191 (189)	200 (199)	196	195	190	188	186
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	157	157	157	157	157	157	157
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	55	55	55	55	55	55	55
	計	212	212	212	212	212	212	212
②－①		21	12	16	17	22	24	26

② 3歳未満の子ども

3号認定（0歳児）（単位：人）

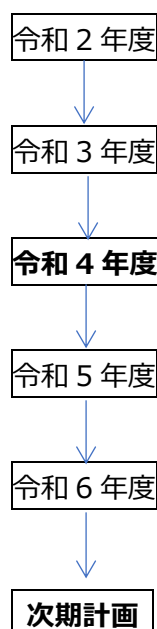
		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（0歳児）		9 (8)	22 (16)	20	20	19	19	19
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	27	27	27	27	27	27	27
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	27	27	27	27	27	27	27
②－①		18	5	7	7	8	8	8

3号認定（1・2歳児）（単位：人）

		令和1年※ (2019.4)	令和1年※ (2019.10)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要利用定員) 3号認定（1・2歳児）		85 (77)	92 (85)	87	86	88	87	86
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	86	86	86	86	86	86	86
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	86	86	86	86	86	86	86
②－①		1	▲6	▲1	0	▲2	▲1	0

(4) 教育・保育に係る計画の進行管理

計画期間中においては、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、次のとおり定期的に検証や見直しを行います。



毎年度

【需給バランスの分析】

施設の利用希望の状況や保育の必要性の認定数、また、実際の受入状況など、需給バランスの分析を行います。

【審議会における進行管理】

丸亀市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況等の点検・評価・見直しなどの進行管理を行います。

中間年（令和4年度）

【計画の見直し】

第二期計画3年目において、この計画に記載した内容について、毎年度の分析による課題などを踏まえ、計画後半部分（令和5年度以降）の見直しを行います。

(5) 施設管理計画

① これまでの経緯

- 第1期計画においては、「既に改築などが進められている施設を除き、基本的にはこの5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していくこと」「老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備すること」とされました。
- その後、平成29年度の計画の中間見直しにおいては、「当初計画の考え方を継続していくこと」そして「現在進んでいる大手町4街区の再編整備との整合性を持つこと」とされています。

② 今後5年間の基本的な考え方

ア 中央保育所と西幼稚園について

- 「大手町地区4街区再編整備構想」（平成30年11月）において、中央保育所再編のあり方については、「大手町地区4街区外に建設適地を選定し、移転することが望ましい」とされました。
- しかしながら、今後の就学前児童の減少や移転に係る経費、適地の選定などを総合的に勘案すると、単独での移転は非常に厳しい状況にあると考えられます。

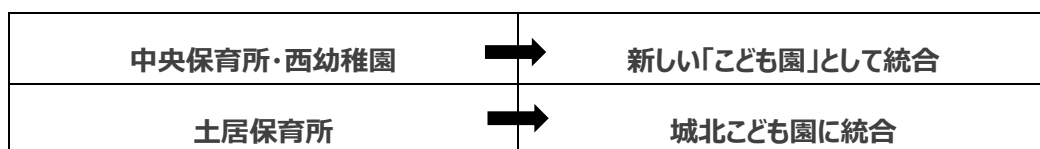
- 一方、西幼稚園は園児の減少や老朽化、さらには増加する外国籍の子どもへの対応などの課題があります。
- 中央保育所と西幼稚園はいずれも、平成 28 年度に耐震補強を実施し、当面の安全を確保していますが、施設の老朽化という課題を解消するものではありません。
- このような状況から本市では、西幼稚園の敷地内に中央保育所を移転し、新たな認定こども園として統合・整備することを基本的な考え方として検討を進めています。
- この基本的な考え方は、本市中心市街地における公立の就学前教育・保育施設の確保などの課題を解消するものとなります。

イ 土居保育所について

- 土居保育所は園児の減少や施設の老朽化という課題を抱えています。また、近隣に城北こども園が立地しており、エリアの状況として需要に比較して供給が過多という状況になっています。
- そこで、土居保育所を適切な時期に城北こども園に統合する方向で検討を進めています。

ウ その他

- この 2 園以外にも園児の減少や老朽化等により、近々、今後のあり方の検討が必要な就学前教育・保育施設が存在すると考えられます。本市では、施設の状況や地域における施設の役割などを総合的に勘案し、地域のご理解をいただきながら、施設の適正配置について検討を続けていきます。
- 特に今後は、民間活力の効果的な導入も大きな課題であり、市と協定を締結した法人が運営する「公私連携型保育所」も含め様々な民営化への移行形態についても研究していきます。



(6) 外国につながる幼児への支援・配慮（新）

- 本市においても国際化の進展により、外国籍の子どもや幼少期を外国で過ごした子どもなど、特別な支援・配慮を必要とする「外国につながる幼児」が増加傾向にあると考えられます。
- 特に城乾校区においては外国につながる子どもの増加が見込まれており、就学前教育・保育施設と城乾小学校の切れ目のない連携体制を構築する必要があります。
- 今後は、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- また、小中学校における日本語適応支援教室として城乾小学校で実施している日常の日本語を指導する「にほんご教室」や城乾小学校ほか市内の小中学校で実施している学習言語の習得などをめざす「こくさい教室」の取組を今後も継続していきます。
- その他、民間における外国人支援の様々な取組と連携し、必要に応じた支援を実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【事業実施施設（青い鳥教室を除く）】



量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。ただし、「算出の手引き」による量の見込みが実態と大きく乖（かい）離する場合は、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

（１）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業で、現在、公立保育所２か所、私立保育園１１か所、小規模保育施設２か所の計１５か所で１１時間を超えた時間外（延長）保育を実施しています。

■量の見込み・確保方策

		平成 30 年 ※(2018 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
①量の見込み (必要量)	利用 実人数	535	600	600	600	600	600
	延べ 利用日数	13,465	15,800	15,800	15,800	15,500	15,500
②確保量	利用 実人数	535	600	600	600	600	600
	延べ 利用日数	13,465	15,800	15,800	15,800	15,500	15,500
確保の内容 (11時間を超える時間外 保育の実施施設数)		15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
②－①		0	0	0	0	0	0

※平成 30 年は実績（以降、令和元年も同様）

今後の方針
利用者の希望に沿うように、受入れ先を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業で、現在 31 か所で実施しています。

■量の見込み・確保方策

		令和元年 ※(2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
① 量の見込み (必要量)	1年生	372	362	352	362	374	374
	2年生	361	383	373	363	374	386
	3年生	317	312	331	323	313	323
	4年生	244	253	249	264	257	250
	5年生	143	147	152	150	159	155
	6年生	68	70	72	75	74	78
	計	1,505	1,527	1,529	1,537	1,551	1,566
②確保量 ※児童1人当たりの専用面積が1.65㎡の場合		1,420	1,474 郡家：54	1,502 城坤：28	1,550 城南：48	1,566 城北：16	1,566
確保の内容 (実施教室数)		31か所	32か所	32か所	33か所	34か所	34か所
②-①		▲85	▲53	▲27	13	15	0

今後の方針

受入れ対象の拡大以後、利用児童数が増加傾向にありましたが、社会状況の変化や総人口の変動により、今後は、地域ごとに利用児童数に大きな差が出るのが予想されます。条例には設備の基準を、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする」と定めており、弾力的な運用により全ての児童を受入れしていますが、今後、増加傾向が継続する見込みの地域については、設備の基準を下回らないよう、更なる受入れ環境の改善を進めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業で、現在「亀山学園」「神愛館」「丸亀おひさま荘」の3か所に委託して実施しています。

(3) - 1 ショートステイ（短期入所生活援助事業）

保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを児童養護施設などで預かる事業で、7日間を限度に利用可（宿泊を伴う）です。

(3) - 2 トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった子どもを、通所により児童養護施設などで預かる事業で、2か月を限度に利用可です。

■量の見込み・確保方策

		平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
ショートステイ	①量の見込み (必要量)	162	150	150	150	150	150
	②確保量	162	150	150	150	150	150
トワイライトステイ	①量の見込み (必要量)	36	35	35	35	35	35
	②確保量	36	35	35	35	35	35
確保の内容 (実施施設数)		3	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0	0

今後の方針

利用者の希望に沿うように、3施設の中で受入れ先を確保します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業で、現在子育て支援課で7か所、幼保運営課で6か所実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	49,583	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
②確保量	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
確保の内容 (実施施設数)	13	13	13	13	13	13
②-①	417	0	0	0	0	0

今後の方針

利用者のニーズに沿った運営を継続し、親子の集いの場としての機能を担っていきます。

(5) 一時預かり事業

(5) - 1 幼稚園型

幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な保育を行う事業。現在、私立幼稚園2か所（城南虎岳幼稚園・聖母幼稚園）で実施しています。

■【幼稚園型】量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要量)	25,692	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
②確保量	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
確保の内容 (実施施設数)	2	2	2	2	2	2
②-①	3,308	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、私立幼稚園2園での実施を支援します。

平成30年度より、市内の7つの公立幼稚園で在園する1号認定児を対象とした一時預かりを実施しています。

■【公立幼稚園等が実施している一時預かり】量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要量)	963	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保量	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保の内容 (実施施設数)	8	7	7	7	7	7
②-①	37	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、全公立幼稚園等で実施します。

(5) - 2 幼稚園型以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育所（園）などで受け入れ、保育を行う事業で、現在、公立保育所3か所、私立保育園4か所、NPO法人1か所の計8か所で実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み (必要量)	6,489	10,503	10,426	10,332	10,191	10,065
②確保量	6,489	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
確保の内容 (新たに開設する区域)	8	10	10	10	10	10
②-①	0	497	574	668	809	935

今後の方針

一時預かりへの希望が多いため、新たに2か所を追加し事業を実施します。

(6) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業で、現在1か所で実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	1,291	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保量	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保の内容 (市内実施施設数)	1	2	2	2	2	2
②-①	209	200	200	200	200	200

今後の方針

近隣の市町に病児保育施設が開設されたことで、利用者数が横ばいとなっています。引き続き必要な支援を行っていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業で、現在、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に委託して実施しています。

■量の見込み・確保方策

		平成 30 年 ※(2018 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
①量の見込み（必要量）	就学前	619	770	770	770	770	770
	小学生	341	430	430	430	430	430
	計	960	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保量	活動件数	960	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	まかせて 会員	214	250	250	250	250	250
②－①		0	0	0	0	0	0

今後の方針

今後、利用者数増が予想されるので、まかせて会員についても引き続き広報活動を行っていきます。

(8) 利用者支援事業

児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業で、現在2か所で実施しています。

国が定める事業分類は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）、母子保健型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）があります。

■量の見込み・確保方策

		令和元年 ※(2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
基本 型・特定 型	①量の見込み (必要量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②-①	0	0	0	0	0	0
母子保 健型	①量の見込み (必要量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、2か所での実施を継続します。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	10,012	10,525	10,396	10,231	10,055	9,855
②確保量	10,012	10,525	10,396	10,231	10,055	9,855
確保の内容(実施体制)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 県外医療機関受診の場合は償還払い対応					
②－①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

- 現状で提供体制は確保できています。
- 母子保健手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。
- 関係機関と助産師が連携を図り、情報共有しながら支援していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	827	895	884	876	855	838
②確保量	827	895	884	876	855	838
確保の内容(実施体制)	香川県助産師会に委託、又は丸亀市健康課の保健師が訪問					
②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

- 現状では提供体制は確保できています。
- 乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言指導を行い保護者の育児不安の軽減に努めます。
特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う事業です。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組も支援しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	35	45	44	43	43	42
②確保量	35	45	44	43	43	42
確保の内容(実施体制)	健康課が実施する事業については、香川県助産師会に委託、または丸亀市健康課の保健師が訪問。					
②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

- 現状では、提供体制が確保できているため、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、関係機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。
- 乳幼児虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や西部子どもセンター(児童相談所)、医療機関等との緊密な連携が不可欠となることから、引き続き連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で個々のケースについて具体的な対応方法を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降の子どもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。

■量の見込み・確保方策

	平成30年 ※(2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見込み(必要量)	14	75	75	75	75	75
②確保量	14	75	75	75	75	75
②-①	0	0	0	0	0	0

今後の方針

引き続き、所得の低い世帯等に対し支援が行えるよう、財源を確保した上で取り組んでいきます。なお、給食費については、子育て世代の負担軽減のため市単独事業にて所得の低い世帯等だけでなく、市内に在住する全ての子どもについて助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(13) - 1 巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行っています。

(13) - 2 特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助しています。

今後の方針

第1期計画と同様に量の見込みは算出せず、事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

① 「丸亀げんきっ子夢プラン」の活用

- 幼稚園・保育所・認定こども園において、人格形成の基礎を育む就学前教育・保育の重要性を踏まえ、どの施設であっても統一した考えのもと、教育・保育が展開されることが大切です。
- そのため、本市において『丸亀げんきっ子夢プラン』を作成し、教育・保育に直接携わる、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が共通理念のもと、幼児との生活を展開していくように努めていきます。
- 『丸亀げんきっ子夢プラン』においては、教育内容や子育て支援の充実を図り、また幼稚園・保育所・認定こども園だけでなく、地域社会との連携を図りながら、未来を担う子どもたちの生きる力を育てていくことを目指しています。

② 研修や人事交流のあり方

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、就学前の教育・保育の良さを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修、人事交流などを推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めるなど、研修に参加しやすい職場環境の改善を行いながら教育・保育従事者の資質の向上を図ります。

③ 配慮を必要とする子ども等への対応

- すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な配慮を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、すべての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

④ その他

- 公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。

(2) 認定こども園についての基本的な考え方

- 今後は、保護者の就労状況などに関わらず、個々のニーズに応じた多様な保育環境を整備し、保護者の主体的な選択に応じていく必要があります。また、新たな施設の整備に際しては地域や事業者の理解を得ることや保育士等の労働環境に配慮していくことも求められます。
- 認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられており、公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等は、利用者の視点も考慮しながら認定こども園も含めて最適な施設のあり方について検討を行います。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の待機児童等が発生するなど受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、改築規模などを考慮し検討します。
- 私立の既存施設からの移行を打診された場合は、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供するなど、本市として全面的に協力して最適な施設配置を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携・接続

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。
- 本市では、3歳未満児を中心に待機児童が発生していることから、新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ情報提供を行います。また、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続が図られるよう努めます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した教育・保育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1の壁」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活にスムーズに適応できるように幼稚園や保育所等で5歳児を対象に実施する「アプローチカリキュラム」と小学校で新入生を対象に実施する「スタートカリキュラム」に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が連携した取組を行います。そして、公立私立の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組めます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- 令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）が始まっています。本市では、対象となる幼児教育・保育施設及び利用者に対し十分な周知を行うなどして、施設等利用給付を円滑に実施していきます。
- 本市独自の事業として、幼児教育・保育の無償化に加えて3~5歳児の給食費を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

6 保育人材の確保及び定着支援（新）

（1）本市の現状

- 本市においては、未だに待機児童が発生しており、保育の量を確保するうえでの大きな課題となっています。（待機児童数の推移は 19 p 参照）
- 待機児童の解消に向けては施設面の充実を進めることも大切ですが、本市においては施設の利用定員を満たすだけの保育士を確保できておらず、これが待機児童発生 of 大きな要因となっています。このため、今後は保育人材確保のための施策を着実に進めていくことが強く求められています。
- 保育士の離職率は、国の調査によると毎年 10% を超えており、その原因としては給与等への不満、仕事量への不満、休暇がとれない、職員や保護者との関係の難しさ、理想の保育士像とのギャップ等が挙げられます。本市においても、これらの理由で離職に至るケースが見られます。

（2）本市の取組み

① 保育士就職準備金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務することになっているものに、就職に必要な経費を 300,000 円を上限に貸し付けるものです。
- 継続して 3 年以上勤務したときなどは、貸付金の返還免除の対象となります。
- 本制度は平成 30 年度にスタートしたもので、令和 2 年度以降、潜在保育士を対象に加え、引き続き実施していきます。

② 保育士修学資金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務する意思のあるものに、修学に必要な経費を月額 30,000 円以内を貸し付けるものです。
- 継続して 3 年以上勤務したときなどは、貸付金の返還免除の対象となります。
- 本制度は令和元年度にスタートしたもので、令和 2 年度以降も引き続き実施していきます。

③ 保育士等人材バンク制度

- 保育士の資格を持っておられるにもかかわらず、実際には保育士として働いていない方もおられます。本市では、このようないわゆる潜在保育士の方々に本市独自の人材バンクにご登録いただき、就職・復職をめざす方とのマッチングを支援していきます。

- 単に登録を待つのではなく、香川短期大学との協働事業として保育士資格を有する卒業生の情報を活用し、登録を働きかけていきます。
- 本制度は令和元年度にスタートしたもので、令和2年度以降も引き続き実施していきます。

④ 私立園に対する人件費補助制度

- 保育士一人当たり月額 3,000 円の人件費補助を実施し、私立園の保育士に対する処遇改善を図り、保育士確保につなげています。
- 本制度は平成30年度にスタートしたもので、令和2年度以降も引き続き実施していきます。

⑤ 保育士の定着支援のための取組

- 保育所長経験者の再任用職員が保育指導員として各施設を巡回し、保育や事務に関するアドバイスをを行うなど、新規採用保育士・若年保育士のサポートにあたっています。
- 保育士の事務負担を軽減するため、平成30年度より事務補助員の配置を行っており、現在、11名が配置されています。また、関係職員の話し合いで事務書類の軽減や行事の見直しを行うなどしています。
- 令和元年度から新人保育士へのカウンセラーによる面談を実施するなど、保育士の悩み等に対応しています。
- 担任保育士の雑務を軽減するため、保育士補助員の配置を進めており、将来的には1園に1人の配置をめざしています。また、同様の補助員（保育支援者）を配置する私立保育園等に対し、国の保育体制強化事業を活用して当該補助員に係る人件費の一部を補助します。

⑥ その他の取組

- 上記以外にも、保育士確保のための取組は、随時、必要に応じて実施していきます。また、幼稚園教諭や保育教諭についても引き続き定着支援のため、保育士に準じた様々な取組を実施していきます。